

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成25年9月26日(2013.9.26)

【公表番号】特表2013-509008(P2013-509008A)

【公表日】平成25年3月7日(2013.3.7)

【年通号数】公開・登録公報2013-012

【出願番号】特願2012-523695(P2012-523695)

【国際特許分類】

H 04 N 7/173 (2011.01)

【F I】

H 04 N 7/173 6 3 0

【手続補正書】

【提出日】平成25年8月5日(2013.8.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ソーシャルネットワーキングサイト上でコンテンツを検索するための方法であって、
ユーザ入力に応答して前記ソーシャルネットワーキングサイトにアクセスするステップ
であって、前記ユーザ入力は、ディスプレイデバイス上でプログラムを表示させながら開始される、ステップと、

前記プログラムに関連する少なくとも1つの特性に基づいて前記ソーシャルネットワーキングサイトを検索するための少なくとも1つのキーワードを生成するステップと、

前記少なくとも1つのキーワードに基づいて前記ソーシャルネットワーキングサイトからコンテンツを取り出すステップと、

前記プログラムと同時に前記ディスプレイデバイス上で表示するためのオーバーレイの中に前記取り出されたコンテンツを出力するステップと、
を含む、前記方法。

【請求項2】

前記キーワードは、電子プログラムガイドの中で提供される、前記プログラムの記述から導き出される、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記少なくとも1つの特性は、前記プログラムの中で演じる俳優である、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記少なくとも1つの特性は、前記プログラムに関連した組織である、請求項1に記載の方法。

【請求項5】

前記少なくとも1つの特性は、前記プログラム中に広告される商品である、請求項1に記載の方法。

【請求項6】

記録されているプログラムチャネルに基づいて少なくとも1つの第2のキーワードを生成するステップをさらに含む、請求項1に記載の方法。

【請求項7】

ユーザのお気に入りリストの中の少なくとも1つのプログラムチャネルに基づいて少な

くとも 1 つの第 2 のキーワードを生成するステップをさらに含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 8】

前記取り出されたコンテンツの中の少なくとも 1 つの単語に基づいて少なくとも 1 つの第 2 のキーワードを生成するステップをさらに含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 9】

前記取り出されたコンテンツに加えて前記オーバーレイの中に前記生成された少なくとも 1 つのキーワードを表示するステップをさらに含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 10】

前記生成された少なくとも 1 つのキーワードを選択して少なくとも 1 つの第 2 のキーワードを生成するステップであって、前記少なくとも 1 つの第 2 のキーワードは前記生成された少なくとも 1 つのキーワードに関して類似したコンテンツに関連付けられる、ステップと、

前記ディスプレイデバイス上で表示するために前記少なくとも 1 つの第 2 のキーワードを出力するステップと、

をさらに含む、請求項 9 に記載の方法。

【請求項 11】

前記少なくとも 1 つの第 2 のキーワードは、追加のコンテンツに対する埋め込まれたりンクである、請求項 10 に記載の方法。

【請求項 12】

ユーザによって選択された所定の識別から追加のコンテンツを取り出すステップと、

前記少なくとも 1 つのキーワードに基づいて取り出された前記コンテンツと共に前記ディスプレイデバイス上で表示するための前記オーバーレイの中に前記追加のコンテンツを出力するステップと、

をさらに含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 13】

前記少なくとも 1 つのキーワードと前記追加のコンテンツとに基づいて取り出される前記コンテンツを優先順位付けするステップをさらに含む、請求項 12 に記載の方法。

【請求項 14】

前記優先順位付けするステップは、ユーザ設定に基づいている、請求項 13 に記載の方法。

【請求項 15】

ソーシャルネットワーキングサイト上でコンテンツを検索するためのシステムであって、

ユーザ入力に応答して前記ソーシャルネットワーキングサイトにアクセスするレシーバであって、前記ユーザ入力はディスプレイデバイス上でプログラムを表示させながら開始される、レシーバと、

前記入力信号のレシーバに結合され、前記プログラムに関連する少なくとも 1 つの特性に基づいて前記ソーシャルネットワーキングサイトを検索するための少なくとも 1 つのキーワードを生成し、前記少なくとも 1 つのキーワードに基づいて前記ソーシャルネットワーキングサイトからコンテンツを取り出すコントローラと、

前記コントローラに結合され、前記プログラムと同時に前記ディスプレイデバイス上で表示するためのオーバーレイの中に前記取り出されたコンテンツを出力するディスプレイインターフェースと、

を備える、前記システム。。

【請求項 16】

前記キーワードは、電子プログラムガイドの中で提供される前記プログラムの記述から導き出される、請求項 15 に記載のシステム。

【請求項 17】

前記少なくとも 1 つの特性は、前記プログラムの中で演じる俳優である、請求項 15 に

記載のシステム。

【請求項 18】

前記少なくとも 1 つの特性は、前記プログラムに関連した組織である、請求項 15 に記載のシステム。

【請求項 19】

前記少なくとも 1 つの特性は、前記プログラム中に広告される商品である、請求項 15 に記載のシステム。

【請求項 20】

前記コントローラは、記録されているプログラムチャネルに基づいて少なくとも 1 つの第 2 のキーワードを生成する、請求項 15 に記載のシステム。

【請求項 21】

前記コントローラは、ユーザのお気に入りリストの中の少なくとも 1 つのプログラムチャネルに基づいて少なくとも 1 つの第 2 のキーワードを生成する、請求項 15 に記載のシステム。

【請求項 22】

前記コントローラは、前記取り出されたコンテンツの中の少なくとも 1 つの単語に基づいて少なくとも 1 つの第 2 のキーワードを生成する、請求項 15 に記載のシステム。

【請求項 23】

前記ディスプレイインターフェースは、前記取り出されたコンテンツに加えて前記オーバーレイの中に前記生成された少なくとも 1 つのキーワードを表示する、請求項 15 に記載のシステム。

【請求項 24】

前記コントローラに結合され、前記生成された少なくとも 1 つのキーワードの選択を容易にするユーザインターフェースをさらに備え、前記コントローラは、前記ユーザインターフェースからの前記選択に基づいて少なくとも 1 つの第 2 のキーワードをさらに生成し、前記少なくとも 1 つの第 2 のキーワードは、前記生成された少なくとも 1 つのキーワードに関して類似したコンテンツに関連付けられ、前記ディスプレイインターフェースは、前記少なくとも 1 つの第 2 のキーワードを出力する、請求項 23 に記載のシステム。

【請求項 25】

前記少なくとも 1 つの第 2 のキーワードは、追加のコンテンツに対する埋め込まれたリンクである、請求項 24 に記載のシステム。

【請求項 26】

前記コントローラは、ユーザによって選択された所定の識別から追加のコンテンツを取り出し、前記ディスプレイインターフェースは、前記少なくとも 1 つのキーワードに基づいて取り出された前記コンテンツと共に前記オーバーレイの中に前記追加のコンテンツを表示する、請求項 15 に記載のシステム。

【請求項 27】

前記コントローラは、前記少なくとも 1 つのキーワードと、前記追加のコンテンツとにに基づいて、取り出された前記コンテンツを優先順位付けする、請求項 26 に記載のシステム。

【請求項 28】

前記コントローラは、ユーザ設定に基づいて優先順位付けする、請求項 27 に記載のシステム。

【請求項 29】

ソーシャルネットワーキングサイトからのコンテンツを表示するためのユーザインターフェースであって、

ユーザ入力に応答して前記ソーシャルネットワーキングサイトにアクセスする手段であって、前記ユーザ入力はディスプレイデバイス上でプログラムを表示させながら開始される、手段と、

前記プログラムに関連する少なくとも 1 つの特性に基づいて前記ソーシャルネットワー

キングサイトを検索するための少なくとも1つのキーワードを生成する手段と、

前記少なくとも1つのキーワードに基づいて前記ソーシャルネットワーキングサイトからコンテンツを取り出す手段と、

前記プログラムと同時に前記ディスプレイデバイス上で表示するためのオーバーレイの中に前記取り出されたコンテンツを出力する手段と、
を備える、前記ユーザインターフェース。_____